

損害保険におけるモラルハザードの防止例

1. 盗難キャッシュカード問題との類似性

- 保険事故が発生するに至った原因・状況に関して、保険会社は、保険契約者・被保険者のモラルハザードまたは被害の偽装に留意しながら、大量の保険金支払に係る事務を行う必要がある。

2. モラルハザード防止策

(1) 保険商品設計の段階

- ① 保険金額の上限設定（☆）
- ② 一定金額までの免責
- ③ 損害金額の一定割合について補償（一定割合は自己負担）

(2) 保険事故発生時の保険契約者・被保険者の対応・事故処理手続

- ① 一定の条件を設定して補償対象を制限（☆、補償対象期間等）
- ② 盗難については警察への届出、損害調査に協力する義務（☆）
- ③ 被害拡大を回避する努力義務、故意等により努力義務を果たさず被害が拡大した場合の保険金支払の減額

(3) 同様の事故が繰り返された場合の対応

- ① 再発防止策の実施の要請（☆）
- ② 保険更新時の保険料の引き上げ、補償範囲の厳格化等（☆）
- ③ 保険引受期間中の累次事故については補償金額の変更（二回目以降は免責金額の引上げ等）

（注）☆は、現行のキャッシュカード盗難保険において実例があるもの。

（以上）